

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和5年6月23日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、令和4年度以前において、町田市立小学校の校長（以下「A校長」という。）が通勤手当及び出張手当の不当な受領等服務違反行為を行っており、また、同市役所の室長（以下「B室長」という。）が同校長に対する適切な指導を実施せず、職責を全うしていなかったとして、同人らに対する賃金カット、管理職手当の返納及び降格による給与減額の実施を求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

#### 1 A校長に対する給与の支給について

##### (1) 町田市立小学校の教職員の法的位置付けについて

A校長を含む町田市立小学校の教職員は、町田市の職員であるが、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）第1条により、都が給与を負担する職員（以下「都費負担教職員」という。）とされている。

都費負担教職員の任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条第1項により、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）に存することとなっており、都教委は、町田市立小学校の教職員の任免、異動、懲戒・分限処分等を行う権限を有している。

一方、町田市立小学校の教職員の服務については、地教行法第43条第1項により、町田市教育委員会（以下「町田市教委」という。）が監督することとされている。

## （2）町田市立小学校教職員に対する給与の支給について

給与負担法第1条によれば、都費負担教職員の給料その他の給与は、都の負担とされ、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下「学校職員給与条例」という。）により管理職手当及び通勤手当が、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。）により旅費が、それぞれ支給される。

これらの支給に当たり、都教委に関する予算執行権限は教育長に委任されているが、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号。以下「事務処理特例条例」という。）第2条により、給料、旅費その他の給与の支給に関する事務は、市が処理することとされている。

## （3）A校長に対する通勤手当、管理職手当及び旅費の支給について

通勤手当とは、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員等に対し、通勤に要する運賃等の額に相当する額を支給するというものである（学校職員給与条例第14条）。また、管理職手当とは、管理又は監督の地位にある学校職員に対し、その特殊性に基づいて支給されるものであり（学校職員給与条例第11条の2）、管理職手当支給に関する規則（昭和33年東京都教育委員会規則第21号）において、区市町村立小学校の校長もこの支給範囲に含まれ（第2条第1項及び別表第1）、職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しないとされている（第4条）。旅費とは、職員が出張し、又は赴任した場合に支給されるというものである（旅費条例第3条第1項）。上記（2）のとおり、本件におけるA校長に係るこれらの手当等の支給に関する事務は、事務処理特例条例に基づき、町田市が処理を行い、都がこれに基づいて支出を行っている。

ところで、最高裁平成4年12月15日判決は、「職員の財務会計上の行為をとらえて」住民訴訟に基づく「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示している。したがって、仮に、町田市教委が行ったA校長に対する通勤手当の額の決定等に違法又は不当な点があったとしても、ただちに都の財務会計上の行為が違法又は不当であるとは評価できず、上記判例が示すように「当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する」ことを具体的・客観的に主張・疎明する必要がある。

請求人は、A校長は通勤手当の不当な受領を行っていると主張し、通勤手当の支給に当たり、同人がIC定期券を購入しなかったことが、職員の通勤手当に関する規則（昭和33年東京都人事委員会規則第2号）第4条で規定する運賃等相当額の算出の基準である、経済的かつ合理的と認められる経路から逸脱をしている旨述べるが、本件請求書及び事実証明書からは、町田市によるA校長に係る通勤手当の額の決定に係る疑義があることを主張していることは窺えるものの、上記最高裁判決で説示する「当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する」ことを主張・疎明しているものとは認められないため、これに基づく都の同手当の支給に係る違法性又は不当性を裏付けるものとは言えない。

また、請求人は、管理職手当に関し、A校長が自家用自動車により出勤・出張を行い、後日年休として処理したこと、用務委託会社の自動車を利用して出張したこと、出張する際かなり早い時間に学校を出ていることのほか、服務違反行為を多数行った等と述べ、同校長が管理職としての職責を全うしていない旨主張するが、いずれも町田市教委における服務に関する問題を指摘するにとどまり、上記最高裁判決で説示する「当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する」ことを主張・疎明しているものとは認められないため、都の同手当の支給に係る違法性又は不当性を裏付けるものとは言えない。なお、請求人は、A校長について、懲戒処分や分限処分を求めているが、人事管理上の事柄であり、財務会計上の行為には当たらない。

さらに、請求人は、旅費に関し、A校長はバスの出発時間よりもかなり早い時間に学校を出ており、このような行為は職務専念義務違反となる旨主張するが、旅費の支給に先行する旅行命令はそもそも町田市教委における服務に関するものであり、それ自体都の財務会計上の行為ではないことから、当該主張は、都の旅費の支給に

係る違法性又は不当性を裏付けるものとは言えない。

## 2 移動教室の実施に係る教職員の旅費の支給について

請求人は、移動教室に係る旅費について、A校長が不適切な手続により移動教室の実施を決定したとして、これに係る教職員の旅費の支給が違法である旨主張する。

この点、予備的調査によれば、請求人の主張する移動教室とは、令和3年11月に実施されたものをいうところ、これに係る旅費の支出は令和4年1月14日に行われたものであるから、令和5年6月23日受付の本件請求までに既に1年を経過しており（法第242条第2項）、また、1年を経過して本件請求をした正当な理由の主張・疎明は見当たらない。

## 3 学校保管用卒業アルバム代金の支出について

請求人は、A校長が不適切な手続により卒業アルバムの作成を決定したとして、学校保管用として購入した卒業アルバム1冊分の支出が違法である旨を主張する。

この点、予備的調査によれば、卒業アルバムは、児童の保護者等が構成する会が制作者と契約して作成するものであり、学校は、学校運営の一環として1冊を購入することとされているところ、都は、これに係る費用を負担していないことから、都の財務会計上の行為には当たらない。

## 4 B室長に対する給与の支給について

請求人は、B室長は、A校長に対し管理又は監督を行う地位にありながら、適切な指導を実施せず、管理職としての職責を全うしていないため、同室長に対し懲戒処分・分限処分を行い、管理職手当の返納及び降格による給与減額を実施すべき旨主張する。

この点、予備的調査によると、都教委は、区市町村教委からの要請に応じて指導室課長として都教委の職員を派遣しており、当該派遣を行う都度、給与等の取扱いについて区市町村教委と協定を締結しているとのことであり、本件においては、指導室長であるB室長に対する管理職手当等の給与は町田市が負担することとしているとのことであった。

したがって、B室長に対する給与の支給は、市の財務会計上の行為であるから、都の財務会計上の行為には当たらない。

なお、請求人は、B室長について懲戒処分や分限処分を行うことを求めているが、人事管理上の事柄であり、財務会計上の行為には当たらず、上記の結論を左右するものではない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。